

より詳細な情報はこちらから！

- 内閣官房のホームページに掲載されています。

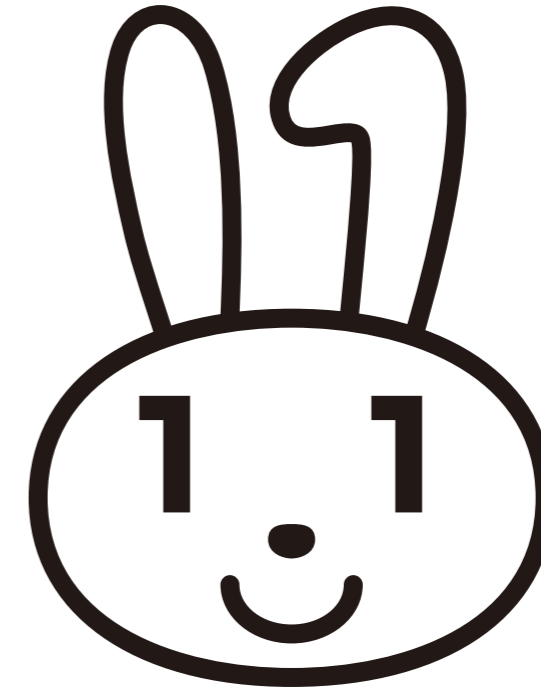
<http://www.cas.go.jp/index.html>

上記のホームページにある下記のアイコンをクリックしてください。



- 日本公認会計士協会でも関連情報を発信中

<http://www.jicpa.or.jp>



「自社の管理業務」や「顧客への業務提供」での対応急務！

マイナンバー制度への対応は万全ですか？

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

東京都千代田区九段南4-4-1 〒102-8264

代表 自主規制・業務本部 企業会計・監査・保証グループ
電話：03-3515-1120 | 電話：03-3515-1128

<http://www.jicpa.or.jp>

2015年5月発行
©The Japanese Institute of Certified Public Accountants
本稿の内容を無断で転載することを禁じます。



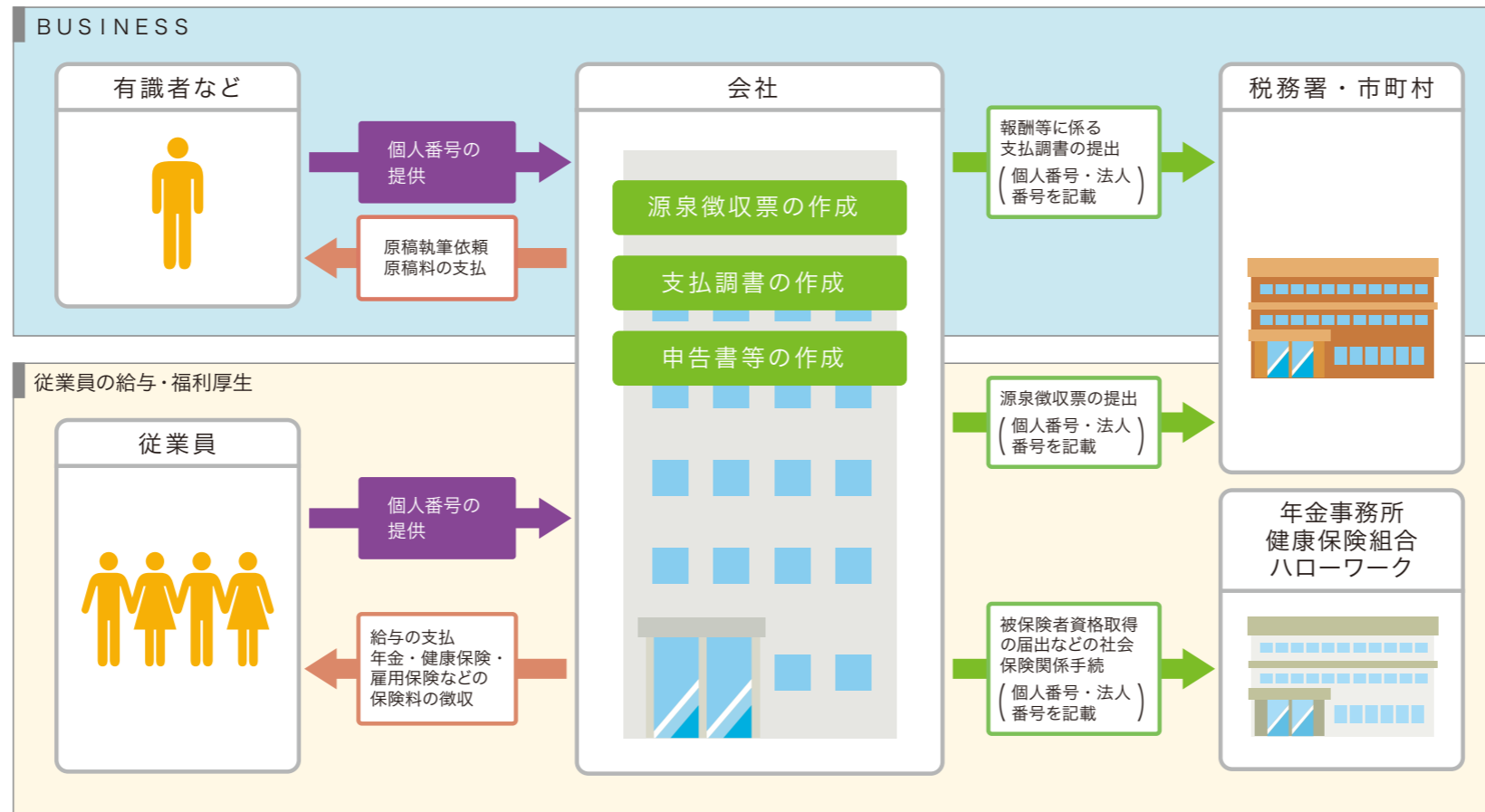
日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

マイナンバー制度の概要
(民間企業の場合)



マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



Q 罰則はどうなっていますか？

A 従来の個人情報保護法等に比べても、罰則は重くなっており、例えば、正当な理由なくマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報など）を提供すると4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はそれらの併科となります。

個人番号利用事務等に從事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科

Q マイナンバー（個人番号）とは何ですか？

A マイナンバー（以下本冊子では個人番号を指す。）とは、国民一人一人に配られる12桁の番号のことで、法律に規定された社会保障（年金、医療、労働、福祉）、税（国税、地方税）及び災害対策に関する事務にのみ利用が限定されています。また、マイナンバーの利用、提供、収集、保管には制限があり、法律により慎重な取扱いが求められています。なお、法人には13桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に利用できることとされています。

Q 監査法人及び会計事務所等の運営上、どのような影響がありますか？

A 社会保障と税に関する届出を行うために、従業員等からマイナンバーを収集することになりますが、法律により慎重な取扱いが求められていますので、IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」（以下「IT実4号」という。）や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等（注1）を参考に、マイナンバーの漏洩、滅失又は毀損の防止等のために、必要かつ適切な安全管理措置を行う必要があります。また、マイナンバーは法律に規定された用途以外での利用はできませんので、例えば、マイナンバーを利用して従業員や顧客の情報を管理することは認められません。なお、個人情報保護法が適用されない小規模な事務所等であっても、マイナンバーに関する法規制は適用されますので、注意が必要です。

Q 税務業務で注意することはありますか？

A 源泉徴収票、支払調書、申告書等にマイナンバーを記載することが必要ですので、これらの作成を請け負っている場合は、顧問先の従業員等のマイナンバーを入手することが必要になってきます。そのため、入手したマイナンバーは適切に管理することが重要で、IT実4号等を参考に、マイナンバーの漏洩、滅失又は毀損の防止等のために、委託先として必要かつ適切な安全管理措置を行う必要があります。なお、個人情報保護法が適用されない小規模な事務所等であっても、マイナンバーに関する法規制は適用されますので、注意が必要です。

Q 監査業務で注意することはありますか？

A 公認会計士又は監査法人が、監査手続を実施するに当たって、監査を受ける事業者からマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報など）の提供を受けることは、提供制限に違反しないものと解されています（注2）。しかし、法律に規定された社会保障、税、災害対策に関する事務にのみ利用制限されているため、監査証拠の入手に当たって特定個人情報を含めるかどうかについては慎重に検討するよう、自主規制・業務本部 平成27年審理通達第2号で求めていますので、留意してください（注3）。例えば、監査証拠としての年金や税金関連の書類にやむを得ず印刷されているような場合は、マイナンバー部分が識別できないようにするなどの慎重な対応が必要です。

（注1）「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A（平成26年12月11日）（平成27年4月17日更新）（特定個人情報保護委員会）

（注2）「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A Q5-5参照
（注3）自主規制・業務本部 平成27年審理通達第2号「マイナンバー導入後の監査人の留意事項」（平成27年4月22日公表）参照